



鳥取県公報

平成16年 1月23日(金)
第 7 5 5 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	選挙管理委員会の招集 (31) (市町村振興課)	1
	生活保護法による介護機関の指定 (32) (福祉保健課)	1
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (33) (〃)	2
	結核予防法による医療機関の指定 (34) (健康対策課)	2
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (35) (耕地課)	3
	保安林の指定予定 (2件) (36・37) (森林保全課)	3

告 示

鳥取県告示第31号

平成16年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日時 平成16年 1月26日 (月) 午後 1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について
 - (2) その他

鳥取県告示第32号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日

医療法人アスピオ ス	鳥取市吉方温泉一 丁目653	医療法人アスピオ スグループホーム 風紋館	鳥取市立川町五丁 目312 - 1	痴呆対応型共 同生活介護	平成16年 1月 1日
有限会社ホットハ ート	米子市旗ヶ崎九丁 目13 - 15	有限会社ホットハー ト	米子市旗ヶ崎九丁 目13 - 15	福祉用具貸与	平成16年 1月 16日

鳥取県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部鳥取県済生会	境港市米川町44	社会福祉法人恩賜財団済 生会支部鳥取県済生会訪 問看護ステーション白鷗	境港市蓮池町78 - 1	平成15年11月 18日
〃	〃	社会福祉法人恩賜財団済 生会支部鳥取県済生会ホー ムヘルプステーション白 鷗	〃	〃

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名 称	居宅介護支援事業所の所 在地	変更年月日
社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部鳥取県済生会	境港市米川町44	境港市在宅介護支援セン ター済生会居宅介護支援 事業所	境港市蓮池町78 - 1	平成15年11月 18日

鳥取県告示第34号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イヌイ薬局郡家中央店	八頭郡郡家町大字宮谷248 - 1	平成16年 1月16日

鳥取県告示第35号

鳥取市が行う土地改良事業に係る明治地区（小原工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年 1月23日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第36号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字佐崎字懸橋15、20、20の1、20の2、字亀ノ甲25、28の1、29の2、30の1から30の3まで、31の1、字大杉原487、487の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第37号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
気高郡鹿野町大字今市字人売谷1155
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)